

相模原市放射線測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民自ら生活環境等における空間放射線量を測定し、市民の安全安心の確保に資するため、市が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）の貸出しの予約及び申請等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 測定器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市固定資産税の納税義務者

(貸出期間等)

第3条 測定器の貸出し及び返却をする時間帯は、午前9時から午後5時までとし、貸出期間は貸出しを受けた日を含めて8日間以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出予約及び申請等)

第4条 測定器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の5営業日前までに、環境保全課に測定器の貸出しの予約を行い、貸出窓口を指定するものとする。ただし、貸出窓口に環境保全課を指定する場合は、この限りではない。

- 2 申請者は、前項の貸出しの予約を行った後、貸出しを受けようとする日までに、相模原市放射線測定器貸出申請書(別記様式)を、市長に提出するものとする。
- 3 前項の貸出申請書の提出に当たっては、申請者は、第2条の規定に該当すること及び本人であることを確認できる身分証明書等を提示するものとする。
- 4 測定器の貸出窓口については、別表のとおりとする。

(測定器の貸出し)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器の貸出しを行うものとする。

- 2 測定器の貸出しは、貸出しの予約の際に指定した貸出窓口において、測定器を引き渡すことにより行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第6条 測定器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出しを受けた測定器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的の活動
- (2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する事項

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、貸出しを行っている測定器の返却を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正手段により測定器の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が測定器の貸出しを不相当と認める場合

3 市長は、借受者が前項に規定する求めに応じない場合、相当額の賠償を求めることができる。

(機器の破損等)

第 7 条 借受者は、測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原形に復し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

(費用の負担)

第 8 条 測定器の貸出しは、無償とする。

(測定器の返却)

第 9 条 借受者は貸出しを受けた測定器に破損、異常等がないか確認し、第 3 条に規定する貸出期限までに貸出しを受けた窓口に返却しなければならない。

2 市長は、借受者に対して放射線量測定位置、放射線量測定値等のデータの報告を求めることができる。

(免責)

第 1 0 条 市長は、測定器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出期間中における測定器の管理不備により生じた事故に対しては、一切責任を負わない。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

別表(第4条関係)

区	貸出窓口
緑 区	橋本まちづくりセンター
	大沢まちづくりセンター
	城山まちづくりセンター
	津久井まちづくりセンター
	相模湖まちづくりセンター
	藤野まちづくりセンター
中 央 区	環境保全課
	大野北まちづくりセンター
	田名まちづくりセンター
	上溝まちづくりセンター
南 区	大野中まちづくりセンター
	大野南まちづくりセンター
	麻溝まちづくりセンター
	新磯まちづくりセンター
	相模台まちづくりセンター
	相武台まちづくりセンター
	東林まちづくりセンター

別記様式(第4条関係)

相模原市放射線測定器貸出申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住 所(法人又は団体にあつては、その主たる事務所等の所在地)

氏 名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

私は、相模原市放射線測定器貸出要綱の内容を承諾のうえ、同要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。貸出しを受けるに当たっては、裏面の注意事項を厳守します。

測定場所	自宅 その他(所在地:)
貸出希望日	年 月 日
返却予定日	年 月 日

申請者と異なる場合のみ記入			
貸出窓口に 来た者の氏名		申請者との 関係	
住 所		電話番号	

職員記入欄(この欄は記入しないでください。)			
確認書類	運転免許証 健康保険証 その他()		
貸出日時	年 月 日 時	動作確認	
返却日時	年 月 日 時	動作確認	
貸出機器			
連絡事項			

注意事項

【利用上の注意】

- 1 他の方への貸出しがありますので、返却日は厳守してください。
- 2 貸出しを受けた方以外が管理する土地や建物で測定を行う場合は、事前に必ず管理者の方の承諾を得てください。マンションなどの共用スペースを測定される場合は、管理組合などの承諾を得てください。
- 3 測定器を損傷し、又は紛失したときは、損害の賠償をお願いします。また、測定器の使用により、申請者に生じた損害または申請者が第三者に与えた損害については、すべて申請者が賠償してください。
- 4 測定器を営利目的としての使用はできません。また、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にすることはできません。

【取扱上の注意】

- 1 汚れ、汚染防止のため、測定器をビニール袋から出さないでください。
- 2 放射線測定以外には使用しないでください。
- 3 精密機器ですので、丁寧に扱ってください。
- 4 測定器は水などに弱いため、水に浸けないでください。水がかかった場合は、すぐに水分をふき取ってください。
- 5 測定器は電子機器ですので、磁石などは近づけないでください。また、高温な場所(アスファルト等)を測定する場合は、測定器をあまり近づけないでください。

【その他】

- 1 貸出の際に、放射線量測定マニュアル・清掃マニュアル等をお渡しします。
- 2 測定器の貸出・返却時に動作確認をします。
- 3 私有地の清掃等は土地の所有者等が行うこととなります。市では行いませんので、ご了承ください。